

概要版

行橋市 障がい者福祉長期計画【第3期】

2019年度（令和元年度）～2028年度（令和10年度）

中間見直し版



2025年（令和7年）3月
行橋市

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

本市では、2019年（平成31年）3月に「行橋市障がい者長期福祉計画【第3期】」を策定し、「障がいのある人もない人も夢を持ってともに支えあいともに生きる福祉のまちづくり」の基本理念のもと、障がい者福祉を推進してきました。

国においては、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、2023年（令和5年）3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

今回、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や関連する法律・制度等の変更を考慮し、「行橋市障がい者長期福祉計画【第3期】」の見直しを行います。

(2) 計画の位置づけ

計画は、「障害者基本法」（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」として、障がいのある人の生活全般に関わる行政施策の基本方針を定める計画であり、「障害者総合支援法」（第88条）に基づき別途策定する「行橋市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の上位計画と位置づけられます。

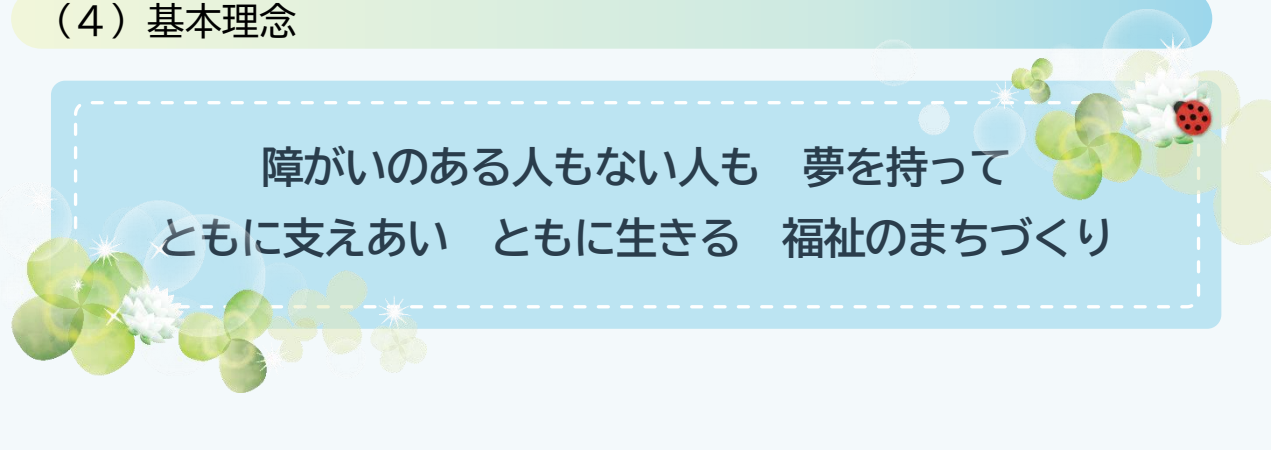
また、本市の最上位計画である「行橋市第6次総合計画」及び高齢者、障がい者、児童福祉等の福祉分野全般に共通する地域福祉の理念や地域福祉推進の基本方針等を定めた「行橋市地域福祉計画」等の関連計画はもとより、保健、医療、教育、就労、啓発、広報、防災、人権等のその他の関連分野の計画とも整合性を図って策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（令和元年度）から2028年度（令和10年度）までの10年間とし、策定から5年を目途として中間見直しを行います。

なお、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や関連する法律・制度等に変更があった場合などは、必要に応じて計画を見直すことがあります。

(4) 基本理念



障がいのある人もない人も 夢を持って
ともに支えあい ともに生きる 福祉のまちづくり

2 施策の方針

基本目標 1 思いやりの心が行き交うまちづくり

1-1 差別解消に向けた障がいへの理解促進

(1) 多様な方法による啓発活動の推進

具体的な取組

- ① 広報紙等での啓発
- ② 多様な媒体・機会を活用した啓発
- ③ 障がい特性に考慮した啓発

(2) 人権教育・福祉教育の推進

具体的な取組

- ① 人権問題啓発事業の推進
- ② 学校等での福祉教育推進
- ③ 障害者週間等による啓発
- ④ 差別の解消に向けた啓発《新規》
- ⑤ 行橋市手話言語条例の周知・啓発《新規》

1-2 地域における社会参加の促進

(1) 地域活動・余暇活動の充実

具体的な取組

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ② 芸術・文化活動の推進

(2) 外出支援、環境整備による社会参加の促進

具体的な取組

- ① 移動・外出支援の充実
- ② 交流機会の確保《新規》

1-3 権利擁護の推進

(1) 権利擁護関連制度の普及・啓発

具体的な取組

- ① 権利擁護関連制度の周知・活用促進

(2) 権利擁護体制の充実

具体的な取組

- ① 権利擁護ネットワークの構築
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(3) 虐待・差別のない社会づくりの推進

具体的な取組

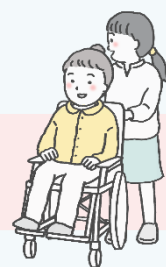
- ① 地域連携ネットワークの活用・構築
- ② 連携・協力体制の強化
- ③ 虐待防止に向けた普及・啓発

1-4 共生社会の実現

(1) 障がいのある人を支える地域づくり・人づくり

具体的な取組

- ① ボランティア活動・地域活動の担い手の育成
- ② 障がいの理解を深める啓発事業の推進



(2) 地域での居場所づくり・仲間づくり

具体的な取組

- ① 障がいのある人とない人の交流の場づくり
- ② 障がいのあるこどもの放課後等の居場所づくり

基本目標2 自分らしく暮らすことができるまちづくり

2-1 生活支援の推進

(1) 福祉サービスの充実

具体的な取組

- ① 訪問系サービス・日中活動系サービス等の充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 移動支援の充実
- ④ 地域活動支援センターの充実
- ⑤ 地域生活支援拠点等の整備
- ⑥ 日常生活用具・補装具の給付
- ⑦ 福祉電話・緊急通報装置などの給付
- ⑧ 介護保険や高齢者福祉サービス等の活用
- ⑨ 福祉サービスなどを行うボランティア団体・NPOへの活動支援
- ⑩ 家族支援（ヤングケアラーを含む）《新規》

(2) 住まいの確保や居住支援サービス等の充実

具体的な取組

- ① 居住系サービス・訪問系サービス等の充実
- ② 一般住宅への入所支援
- ③ 地域生活移行のためのネットワーク構築
- ④ 住宅の確保及び住宅・建築物のバリアフリー化

(3) 相談支援体制の充実

具体的な取組

- ① 障がい者相談支援事業の充実
- ② 障がい者相談員等の活用
- ③ 総合相談窓口の充実

(4) 経済的な支援の充実

具体的な取組

- ① 各種制度の周知と利用促進

2-2 保健・医療の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

具体的な取組

- ① 健診等の充実
- ② 発達等について支援が必要な乳幼児に対する相談支援の充実
- ③ 生活習慣病予防対策の充実

(2) 保健・医療の充実

具体的な取組

- ① 地域医療体制の整備
- ② リハビリテーションの充実
- ③ 保健・医療を支える人材の育成・確保
- ④ 重度障がい者等への支援《新規》
- ⑤ 医療的ケア児への支援《新規》

(3) 精神保健・医療の適切な提供

具体的な取組

- ① 精神保健・医療の適切な提供

(4) 医療費負担軽減制度の周知

具体的な取組

- ① 医療費助成の周知

2-3 療育・教育の充実

(1) 療育・保育の充実

具体的な取組

- ① 療育事業の充実
- ② 障がい児保育の充実
- ③ 巡回相談の拡充



(2) 義務教育などの充実

具体的な取組

- ① 就学時健康診断の充実
- ② 就学相談・就学指導の充実
- ③ アシスタントティーチャーの配置
- ④ スクールアドバイザー事業の拡充
- ⑤ 通級指導教室の充実
- ⑥ 教育環境の整備
- ⑦ インクルーシブ教育システムの推進
- ⑧ 行橋市特別支援教育推進会議の開催

(3) 発達障がい等への支援

具体的な取組

- ① 発達障がい等についての啓発
- ② 専門機関との連携強化
- ③ 発達障がいに対する障がい福祉サービス等の利用の促進

2-4 雇用・就労、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

具体的な取組

- ① 企業等への啓発
- ② 職場定着に向けた就労支援の充実

(2) 多様な就業の機会の確保

具体的な取組

- ① 障がいのある人の雇用の拡大
- ② 多様な就労機会の確保
- ③ 障害者雇用率達成企業等の優遇

(3) 経済的自立の支援

具体的な取組

- ① 福祉的就労の底上げ
- ② 各種年金・手当、減免制度の充実

基本目標3 すべての人の生活が守られるまちづくり

3-1 生活環境の整備

(1) 誰もが使いやすい公共施設等の整備

具体的な取組

- ① 市庁舎のバリアフリー化
- ② 地域の公共施設のバリアフリー化
- ③ 指定管理者制度による施設環境の向上
- ④ 民間施設へのバリアフリー化協力要請

(2) 安心・安全な生活環境の整備

具体的な取組

- ① 歩行空間などのバリアフリー化
- ② 交通安全施設等の整備
- ③ 公共交通機関との連携

(3) 「心のバリアフリー」の推進

具体的な取組

- ① 「心のバリアフリー」の推進



3-2 災害対策・防犯対策の推進

(1) 防災対策の推進

具体的な取組

- ① 自主防災組織づくりの推進

(2) 避難支援体制の強化

具体的な取組

- ① 避難行動要支援者支援対策の推進
- ② 障がいのある人に配慮した避難場所の整備
- ③ 緊急時通報手段の確保

(3) 防犯対策の強化

具体的な取組

- ① 地域の防犯体制の強化
- ② 犯罪被害等の未然防止

3-3 情報アクセシビリティの推進

(1) 様々な方法による情報提供の充実

具体的な取組

- ① 広報や出前講座等での情報提供
- ② 点訳・音訳による情報提供
- ③ インターネット等による情報提供
- ④ 地域で自立している障がいのある人等に関する情報提供
- ⑤ 情報提供・意思疎通の支援《新規》

(2) コミュニケーション支援の充実

具体的な取組

- ① 手話通訳者の設置・派遣
- ② 手話通訳・要約筆記ボランティアの育成
- ③ ヘルプカードの利用促進
- ④ ICT機器やソフトの整備

3-4 行政等における配慮の充実

(1) 行政手続き等における合理的配慮の充実

具体的な取組

- ① 行政機関等の事務・事業における合理的配慮
- ② 市職員の障がいに対する理解の促進
- ③ 選挙等における配慮

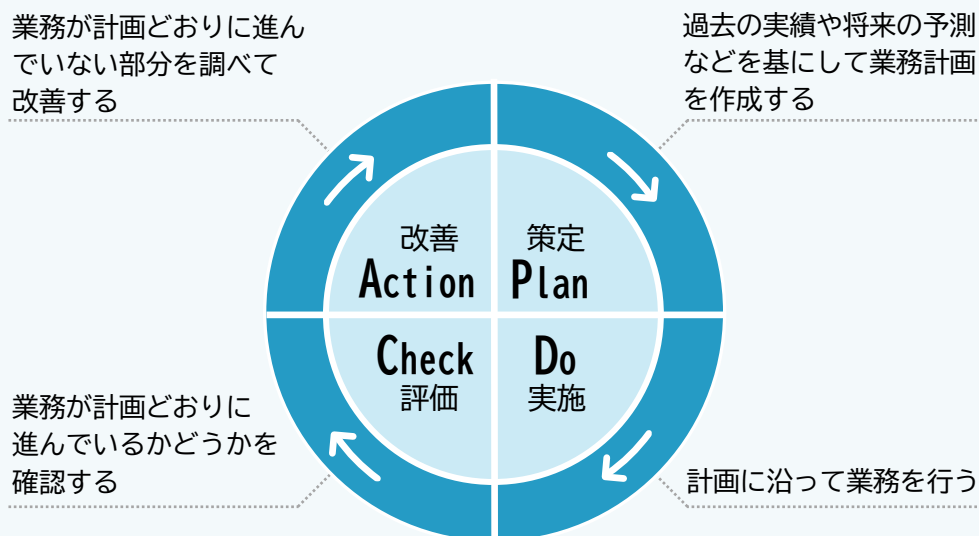
(2) 行政における情報アクセシビリティの向上

具体的な取組

- ① 市ホームページ等における障がいのある人に配慮した情報発信
- ② 緊急時における情報提供の整備

3 計画の点検・評価と進行管理

障がい者関係団体の代表、保健、医療、福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「行橋市地域自立支援協議会」において、計画の全体的な実施状況の点検・評価を定期的に実施し、進行管理を行います。



行橋市障がい者福祉長期計画【第3期】(概要版)
2019年度(令和元年度)～2028年度(令和10年度)
中間見直し版

発行：行橋市 障がい者支援室
〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
電話 0930-25-1111 (代表) FAX 0930-22-7952